

I. 基本方針

海外環境協力センター（OECC）は、定款に定める目的を達成するため、コンサルタント、メーカー、自治体その他の多様な団体に構成されているメリットを活かし、会員間の連携体制を強化し、環境省等関係機関に係る海外環境協力政策への協力の中核組織としてその役割を果たしていくよう努める。

平成 21 年度は、①研修、広報・情報、技術の 3 部会の有機的連携の下での活動 ②海外の環境情報収集体制の構築 ③環境省、(独)国際協力機構（JICA）等関係機関の環境政策支援に係る委託・請負事業の実施 ④国際環境協力を行う地方自治体の連携強化のための方策の検討 ⑤中国北京連絡事務所の戦略的活用 ⑥会員の拡充、について積極的に取り組むこととする。

また、低炭素社会の実現を目指し、気候変動対策事業に対する第三者認証を行うことを目的に平成 20 年 10 月に設置した「気候変動対策認証センター（CCCCJ 又は 4CJ）」事務局の円滑な運営を図る。

なお、新たな公益法人制度の開始に向け、今後の諸情勢を勘案しつつ、当センターとしても適切に対応するものとする。

II. 事業内容

1. 海外の環境保全に関する基礎調査及び企画調査

(1) 国際環境協力戦略に関する調査検討

特別調査研究業務として、国際協力のあり方の戦略を検討する。

(2) 環境技術協力のための企画及び基礎的ニーズ把握調査

海外への環境技術協力を実施する上でのテーマ、課題等基礎的なニーズを把握するための調査を行う。

(3) 環境技術協力事業の推進のための調査

上記のニーズ把握調査を発展させるための調査を行い、国際環境協力の可能性について検討する。

2. 海外の環境保全に関する研究、技術開発及びこれらの成果の普及

(1) 京都メカニズム情報プラットフォームの運営

環境省の委託を受け、CDM/JI 事業者にホスト国情報等を提供するため、京都メカニズム情報プラットフォームのホームページを運営する。

(2) カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）の事務局の活動

環境省の委託を受け、カーボン・オフセット活動に関する内外の情報収集、研究、成果の普及等を行うカーボン・オフセットフォーラムの事務局としての活動を行う。

(3) 自主研究活動の実施

海外の環境保全及び環境技術に関して、会員及び国内外の環境問題に関心のある者の資質と能力の向上を目指し、特定の課題について自主研究活動を行う。

3. 国その他の機関が行う人材養成等の海外の環境保全事業に対する協力

(1) 専門家の派遣

政府開発援助（ODA）事業の一環である技術協力のため、職員を JICA 専門家として海外に派遣するほか、JICA 専門家のチームを組織し、環境保全に関する技術指導等を通じ海外の人材協力に資する

こととする。

(2) 専門家の養成研修

環境省環境調査研修所が行う国際環境協力研修及びJICAが行う技術協力専門家養成研修の候補者を推薦し、将来国際環境協力分野に携わる人材を育成するための研修に協力する。

4. 海外の環境保全に関するシンポジウム、国際会議の開催及びこれらへの参加

環境省等の委託を受け、海外の環境保全に関する国際会議の開催を支援する。また、必要に応じて、これらの会議に参加する。

5. 海外の環境保全に関する資料の収集、情報の提供及び出版物の刊行

(1) セミナー等の開催

国内外の環境問題に関心のある者を対象にセミナー、講演会等を開催し、環境分野における国際協力に関して理解の増進を図る。

(2) 海外の国際協力機関・国際協力専門家等からの情報収集・交流

国際協力機関、国際協力専門家等との情報交流を促進するため、国内外のネットワークの構築を図る。

(3) 機関誌等の発行及び配布並びにホームページの充実

海外の環境保全に関する情報や知識を広く国民に提供し、センターの活動内容に関して国内外に対し広報を行う。このため、機関誌「OECC会報」(年3回)等を発行・配布するとともに、ホームページの充実を図り各種の情報提供の円滑化を図る。

(4) 環境関連資料及び書籍等の収集、情報の提供

環境情報に係る関係資料及び書籍等を整備し、会員及び国内外の環境問題に関心のある者等に情報の提供を行う。

(5) 中国北京連絡事務所の運営

(社)日本環境技術協会と共同で運営している中国北京連絡事務所を通じ、環境行政に係る中国政府機関等の情報収集とその提供に努める。

(6) 京都メカニズム相談支援の実施

環境省の委託を受け、CDM 民間事業者等に対する支援及びカーボン・オフセットに関する相談、助言等を行う。

6. 海外の環境保全に関する民間団体の事業に対する協力及び支援

民間団体が行う海外の環境保全に関する事業について、協力及び支援を行う。また、開発途上国の専門家の国際会議等への出席旅費等に充当する経費の一部を支援する。

7. 会員相互の情報及び技術の交流

(1) 環境関連機関等との意見交換会の実施

環境関連機関等と会員間の定例的な意見交換の場をもち、海外環境協力の課題に関して認識の共有を図る。

(2) 会員に対する情報の提供

環境省及び会員提供の情報等、環境関連の情報提供を行う。また、会員のニーズに応じ情報提供に対応する。

(3) O E C C 研修会の開催

会員を対象に、専門家、関係行政機関等による最新の話題についての研修会を実施する。また、共通のテーマのもと、自主的な調査研究の場として研究会を実施し、会員相互の交流を図る。

(4) 技術の交流

中国北京連絡事務所を通じて技術の交流を行い、国際協力を推進する。

また、会員間の情報及び技術の交流のために立ち上げた自主研究会の推進を図る。

8. その他センターの目的を達成するために必要な事業

- ① 「気候変動対策認証センター（C C C C J 又は 4 C J）」事務局の運営を行う。
- ② 事業目的に適った環境省、J I C A 等からの委託事業等について戦略的に取組み、海外の環境保全、環境協力に関する公益事業を行う
- ③ 当センターのあり方と今後の事業展開について引き続き検討を行い、かつセンターの事業活動について積極的な広報活動等に努める。